

**議 題 1**

報道機関 各位

記者発表資料
 平成27年3月26日（木）
 問い合わせ先：保護課
 担当：高山、高橋
 電話：829-1846
 内線：3026

平成27年度からの生活困窮者自立支援について

さいたま市は、生活困窮者のための相談窓口として、「生活自立・仕事相談センター」を各区役所に開設します。困窮状態からの早期の脱却、生活の安定に向け、生活困窮者を継続的に支援していきます。

また、「貧困の連鎖」の防止のため、学習支援事業を拡大して実施します。

1 背景

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されます。

生活困窮者自立支援法の目的は、生活保護に至る前の自立支援策の強化であり、福祉事務所を設置する地方自治体は、4月1日からこの法律に基づく事業を実施することとなります。

2 さいたま市の実施事業

名称	必須／任意の別	事業内容	年間利用見込
自立相談支援事業	必須事業	包括的な相談受付と支援計画の作成を行う。	1,200人
住居確保給付金	※法に基づく実施義務があるもの	離職等で住居を失った又は失うおそれのある方などに家賃相当額を支給する。	84人
就労準備支援事業	任意事業 ※地域の実情に応じて実施するもの	就労に必要な基礎的な能力の向上のための支援を行う。	50人
一時生活支援事業		住居のない方に一定期間宿泊場所を提供する。	300人 ※生活保護申請者等を含む。
家計相談支援事業		家計相談、家計管理の助言・指導、貸付のあっせん等を行う。	60人
学習支援事業		生活困窮家庭の子どもへの学習支援等を行う。	300人

3 相談窓口の設置

(1) 名称

生活自立・仕事相談センター

(2) 設置場所

各区役所福祉課内

(3) 業務内容

経済的な問題で生活にお困りの方から相談を受け、利用可能な制度やサービスを案内するほか、継続的に支援が必要な方には、具体的な支援計画を策定し、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。(自立相談支援事業)

また、住居確保給付金の相談、申請の受付、支給などの業務を行います。

4 学習支援事業の拡大

(1) 対象者の拡大

さいたま市では、平成24年度から、全市域の生活保護受給世帯の中学生を主な対象者として、学習支援教室を開催しています。

平成27年度は、対象者を拡大し、児童扶養手当全額受給世帯の中学生等も学習支援教室に参加できることとしました。

(2) 開催会場の拡大

学習支援教室は、平成26年度は8会場で開催してきましたが、平成27年度は10会場で開催します。開催会場を拡大することで、参加する生徒は、より近くの通い易い会場を利用することができるようになります。